

公示送達書		
君津市告示第 167号 下記の者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。 なお、この書類は市長が保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付しますので、該当者は交付の請求をしてください。 8年10月5日 君津市長 石井 宏子		
書類の送達を受けるべき者		送達する書類の根拠法令
氏 名 又は名称	橋本 直道	国税徴収法第47条、国税徴収法第54条
氏 名 又は名称		
氏 名 又は名称		
氏 名 又は名称		
氏 名 又は名称		
氏 名 又は名称		
氏 名 又は名称		
氏 名 又は名称		
氏 名 又は名称		
氏 名 又は名称		
備 考	地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。	